

<u>コード決済に関するオペレーションガイドライン</u> (統一用語集)

一般社団法人キャッシュレス推進協議会 Ver.1.0 2019 年 3 月 29 日

【履歴】

2019年3月29日 新規制定(Ver. 1.0)

目次

はじ	ぬに	1
1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの適用範囲	2
3	田語集	3

はじめに

1 本ガイドラインの目的

キャッシュレス化は少子高齢化や人口減少に伴う労働者人口の減少の時代を迎えた現在、実店舗等の無人化・省力化や支払データの利活用による顧客のニーズに対応した経営を可能にするといった店舗側のメリットのみならず、現金準備の手間からの解放や家計の見える化による自己の消費動向の把握等利用者側のメリットも大きく、政府も「未来投資戦略 2018」においてキャッシュレス決済比率を 4 割程度とすることを目指すとしている。

スマートフォンの普及に伴い、コード決済は、従来のクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード等に加えて、新しいキャッシュレス決済手段としてその活用及び発展が期待されるところである。一方で、現状では、コード決済事業者ごとに、店舗で要求されるオペレーションやそこで使用される用語が異なっている。そのため、店舗は各決済事業者に応じた用語を覚え、使い分ける必要に迫られるため、従業員教育コストが増加するだけでなく、利用者にも混乱や誤解に基づく不利益を生じることが懸念される。あるいは、コード決済事業者ごとに異なる用語に対応する負荷を回避すべく複数のコード決済を導入することを断念し、利用者側の利便性が損なわれることも考えられる。本ガイドラインは、こういった事態を回避すべく、コード決済に関する用語について、統一可能な部分について統一用語として定義を定め、コード決済における店舗業務の複雑化を防ぐことを図るものである。これにより、店舗及び利用者における混乱を抑止し、コード決済の迅速かつ円滑な普及を促すとともに、コード決済の社会的コストの低減に寄与することを目的とする。

なお、本ガイドラインは、コード決済事業者、ゲートウェイ事業者、アクワイアラ、流通事業者、関係団体、専門家等の幅広い会員を有する協議会における検討及び2019年3月21日から26日まで実施されたパブリックコメントの結果を踏まえて作成されたものであり、本ガイドラインに基づいた用語の活用により、さらなるコード決済の普及及び活用を期待するものである。

2 本ガイドラインの適用範囲

- 本ガイドラインは、店舗におけるコード決済の導入、活用の場面を想定し、用語の統一内容を定めるものである。
- 本ガイドラインは、幅広くコード決済関連事業者を対象とするものである。コード 決済関連事業者におかれては、店舗向けマニュアルや消費者、店舗向けの PR 資料において、本ガイドラインを参照しつつ作成されることが望まれる。
- 本ガイドラインは強制力を持つものではないが、「1 本ガイドラインの目的」に記載のとおり、本ガイドラインはコード決済の発展のために、コード決済に関係する幅広い関係者による検討及びパブリックコメントを踏まえて作成されたものであり、本ガイドラインの目的達成のためにもコード決済関連事業者は可能な限り本ガイドラインにおける用語を使用されたい。既に各コード決済関連事業者によって展開されている各コード決済関連事業者独自の用語から統一用語への移行には、現在の契約書・規約等の各種書面、システムの変更等、様々な移行手続きを要するものであり、本ガイドラインはコード決済関連事業者に対して統一用語への移行をただちに求めるものではないが、本ガイドライン目的の達成のためにも、各コード決済関連事業者には統一用語への移行に関してご協力を願いたい。
- 本ガイドラインは、各コード決済関連事業者が協調できる領域について共通事項を定めるものであり、協調領域以外の領域における自由な競争を否定するものではない。

3 用語集

コード決済に関する用語は下記のとおり。下表において「類語」とは、現状、各社で同様の意味で利用されつつも異なる文言で表現されているものについて、例示的に掲載をしている。これらの類語について、統一用語の活用が期待される。

統一用語	読み方	意味	類語
アクワイアラ	あくわいあら	店舗と契約を締結の上、店舗がコード決済を取り扱えるようにする事 業者	
一部取消	いちぶとりけし	複数商品・サービスを一度に決済した後に、当該複数商品・サービスのうち、一部の商品・サービスの返品を受け付け、消費者に対し当該商品の購入金額分の取消を行うこと。なお、当該複数商品の購入金額全額分の取消を行い、後に購入を希望する一部の商品・サービスを再度を決済する行為は「取消」と新たな「決済」と整理され、「一部取消」とは称さない。	一部返金 一部返品
エラーコード	えらーこーど	決済エラーの際に、決済端末等に表示される決済エラーとなった理由 等を表す番号等	エラ一番号
QRコード® ¹	きゅーあーるこーど	コード決済用の二次元コード(二次元シンボル)	
QR コード等	きゅーあーるこーどとう	バーコード及び QR コードの総称	
契約店	けいやくてん	コード決済事業者やアクワイアラ等との契約に基づき、自己の商品・ サービス等の対価を利用者からコード決済にて支払いをうける者	加盟店 店舗

¹ QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

統一用語	読み方	意味	類語
契約店アプリ	けいやくてんあぷり	コード決済アプリのうち、店舗が使用するもの。主たる機能として、QRコードの生成や店舗側管理画面の提供がある	
契約店側管理画面	けいやくてんがわ かんりがめん	コード決済を導入している店舗において、コード決済による売上管理その他のコード決済に係る確認、処理手続等を行うための画面。提供方法として、店舗アプリや Web ブラウザ等がある。	加盟店管理画面管理ツール
契約店入金	けいやくてんにゅう きん	コード決済事業者による店舗への売上金額の入金(ただし、手数料等が差し引かれる場合がある)	加盟店精算 加盟店入金 店舗入金 収納金
ゲートウェイ事業者	げーとうえいじぎょう しゃ	店舗とコード決済事業者の間で、店舗からのコード決済情報をコード 決済事業者へと仕向けを行う事業者	
決済	けっさい	商品・サービスの購入のために行われる、利用者、店舗、コード決済事業者等の間で行われる価値の移転に関する一連の処理	トランザクション 利用
決済エラー	けっさいえらー	システム的事由、マネー残高不足等により、決済が正常に終了しないこと	取引失敗 取引エラー
決済額	けっさいがく	商品・サービスの購入に充当される、マネー残高もしくはポイント残高、またはその総称、もしくは、クレジット等コード決済に紐付けられている決済手段への請求額	利用額 引落額 取引額
決済端末	けっさいたんまつ	店舗側に備え付けられている、利用者アプリとの連携を行う端末。 MPM(静的)においては、ステッカー等による端末以外の方式により利 用者アプリと連携を行う場合もある	

統一用語	読み方	意味	類語
決済履歴	けっさいりれき	店舗において行われた決済の一覧	取引履歴
現金返金	げんきんへんきん	取消を行った場合において、利用者のアカウントにバリューを戻すこと ができない際に、現金で当該バリュー相当額を手交すること	返金 払戻
コード決済	こ一どけっさい	バーコード又は QR コードを用いたキャッシュレス決済	
コード決済アプリ	こーどけっさいあぷ り	コード決済を行うことを目的とした、利用者又は店舗用アプリケーション	
コード決済事業者	こ一どけっさいじぎょうしゃ	コード決済を利用者及び店舗に提供する事業者	事業者 マネー会社
事業者識別コード	じぎょうしゃしきべつ こーど	統一 QRコード等を用いたコード決済において使用される、8 桁の数字で構成される各コード決済事業者固有の番号	
スキャン	すきゃん	統一 QRコード等を端末により読み取る行為	
静的 QR コード	せいてききゅーあー るこーど	店舗提示型コード決済において用いられる、あらかじめ印刷等の上店舗に設置され、繰り返し決済に利用される固定のコード決済用の QRコード	
チャージ	ちゃーじ	前払式支払手段、もしくは資金移動によるコード決済サービスの利用 者アカウントに対し、金銭価値の増加を行うための行為	トップアップ
電文	でんぶん	一定の形式に従って記述された、システム間で送受信されるひとまと まりのデータ	

統一用語	読み方	意味	類語
店舗提示型コード決済(店舗提示型)	てんぽていじがた こーどけっさい	決済に際し、契約店にあらかじめ設置されている QRコード又は契約店側の動的 QRコード表示端末に表示された QRコードを利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスで読み取る方式。MPM(Merchant-Presented Mode)とも言う	MPM ユーザースキャン
統一 QR コード	とういつきゅーあー るこーど	統一技術仕様ガイドラインに定められた仕様に準拠したコード決済用の QR コード	
統一 QR コード等	とういつきゅーあー るこーどとう	統一バーコード及び統一 QR コードの総称	
統一静的 QR コード	とういつせいてきき ゅーあーるこーど	本ガイドラインに定められた仕様に準拠した静的 QR コード	
統一店舗識別コード	とういつてんぽしき べつこーど	MPM において、店舗を識別するためのコード(MPM ガイドラインの定義に従う)	統一加盟店コード 統一加盟店番号
統一動的 QR コード	とういつどうてききゅ 一あ一るこーど	本ガイドラインに定められた仕様に準拠した動的 QR コード	
統一バーコード	とういつばーこーど	統一技術仕様ガイドラインで定められた仕様に準拠したコード決済用のバーコード	
動的 QR コード	どうてききゅーあー るこーど	店舗提示型コード決済において用いられる、決済の都度、店舗側のコード決済アプリ等で生成されるコード決済用 QR コード	
取消	とりけし	正常に行った取引の全体を、遡及的に無効にすること	キャンセル 返金 返品
バーコード	ぱーこーど	コード決済用の一次元コード(一次元シンボル)	

統一用語	読み方	意味	類語
併用決済	へいようけっさい	残高不足等により、購入金額のうち、一部をコード決済で支払い、残額 を現金等、他の手段で支払うこと	併用払い
利用者	りようしゃ	コード決済事業者の提供する利用規約等にあらかじめ同意した上で、 自己が店舗から受けた商品・サービス等の対価をコード決済によって 支払おうとする者	ユーザー 消費者 顧客
利用者アカウント	りようしゃあかうんと	コード決済サービスを利用するために利用者に付与される、利用者を 一意に特定可能な識別子	利用者 ID 決済 ID 決済アカウント
利用者アプリ	りようしゃあぷり	コード決済アプリのうち、利用者が使用するもの	消費者アプリ 決済アプリ
利用者提示型コード決済(利用者提示型)	りようしゃていじがたこーどけっさい	決済に際し、利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスに バーコード又は QR コードを表示して契約店側の処理端末に読み取ら せる方式。CPM(Consumer-Presented Mode)とも言う	CPM ストアスキャン
利用日	りようび	店頭等において決済を行った日。後日店舗に対して行われる「XXX」が 行われる日とは定義上異なる	決済日 取引日

